

第2 ワーキンググループの重点的な審議課題

- | | | |
|---|----|---|
| (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等
に対応した統計の整備 | …… | 1 |
| (2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した
労働統計の整備 | …… | 2 |
| (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の
整備（国勢調査関係） | …… | 3 |

事項	2 - (1) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備
選定理由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>しかしながら、ワークライフバランスの状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>② 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>(参考)</p> <p>1 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。</p> <p>2 平成 23 年度法施行状況において担当府省が「実施困難」としている事項のうち、内容が明確でないもの</p> <p>厳しい財政状況の中で新規統計調査を創設することは困難であるが、少子化関連項目について、平成 24 年就業構造基本調査における非求職理由等を把握する調査事項の選択肢の「その他」に含まれていた「出産」を「育児のため」と併せ、「出産・育児のため」として把握できるよう調査票を設計した。</p> <p>なお、全数調査である国勢調査においても、過去、結婚時期や子供の数に係る調査項目は、調査の忌避感や精度の確保が難しいとされており、既存の統計調査でこれら調査項目を把握することは困難である。</p>
関係府省	総務省、厚生労働省

事項	2－(2) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備
選 定 理 由	<p>本課題については、平成 21 年度、22 年度の法施行状況審議の中でも重要な審議課題として議論されてきており、関係省庁の取り組みも着実に進展している。</p> <p>一方、我が国の雇用者数に占める非正規雇用者数の割合は引き続き増加傾向にあり、その形態も多様化している。このような非正規雇用者の状況を把握するためには、基本計画を踏まえ、既存の関連統計の相互の連携を意識した統計整備をより一層進めていく事が重要であることが指摘されている。</p> <p>このため、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <p>① 平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>② 雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性</p> <p>(参考)</p> <p>○平成 22 年度法施行状況審議において指摘された留意事項</p> <p>i) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること。</p> <p>ii) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること。</p> <p>iii) 同一企業内での就業形態の転換（非正規雇用から正規雇用への転換等）が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の就業形態転換だけでなく、同一企業内の就業形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること。</p>
関 係 府 省	総務省、厚生労働省

事項	2 - (3) 社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）
選定理由	<p>国勢調査（基幹統計調査）は、我が国に居住する者に対する唯一の全数調査であり、その結果に基づき作成される国勢統計は最も基本的な統計であるため、基本計画では、調査実施上の課題について、平成 27 年以降の国勢調査において、更なる改善を図るとともに、広く世の中のニーズを踏まえて検討することとされている。</p> <p>こうしたことから、次回の国勢調査は平成 27 年実施とまだ 3 年余りあるものの、早期に検討に着手する必要があると考えられるため、重点課題として、以下の事項を中心に審議する必要があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国勢調査のインターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況 ② 東日本大震災が与えた影響を把握するための国勢調査における調査項目追加等の可能性
関係府省	総務省